

新旧対照表

○住民基本台帳法施行条例施行規則

新	旧
<p>(区域内の市町村の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法) 第1条 住民基本台帳法施行条例(平成21年神奈川県条例第86号。以下「条例」という。)第2条の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、電子計算機(入出力装置を含む。次条において同じ。)の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号。次条において「技術的基準告示」という。)によるものとする。</p>	<p>(区域内の市町村の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法) 第1条 住民基本台帳法施行条例(平成21年神奈川県条例第86号。以下「条例」という。)第2条の規定による<u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報</u>(以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。)のうち同法第7条第13号に規定する住民票コード(次条において「住民票コード」という。)及び同法第7条第8号の2に規定する個人番号以外のものの提供は、電子計算機(入出力装置を含む。次条において同じ。)の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号。次条において「技術的基準告示」という。)によるものとする。</p>
<p>(知事以外の県の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報等の提供方法) 第2条 条例第5条の規定による都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、技術的基準告示によるものとする。</p>	<p>(知事以外の県の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法) 第2条 条例第5条の規定による都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、技術的基準告示によるものとする。</p>
<p>(条例第6条の規則で定める事項) 第3条 条例第6条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 (1) 都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の提供の状況 提供の相手方、提供に係る事務の区分、提供の年月及び提供の件数 (2) 都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の利用の状況 利用に係る事務の区分、利用の年月及び利用の件数</p>	<p>(条例第6条の規則で定める事項) 第3条 条例第6条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 (1) 都道府県知事保存本人確認情報の提供の状況 提供の相手方、提供に係る事務の区分、提供の年月及び提供の件数 (2) 都道府県知事保存本人確認情報の利用の状況 利用に係る事務の区分、利用の年月及び利用の件数</p>

○住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則（平成 27 年神奈川県規則第 123 号）

新	旧
<p>附 則 1～3 （略） (削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>附 則 1～3 （略）</p> <p>4 <u>改正条例附則第 4 項に規定する場合における住民基本台帳法施行条例施行規則第 1 条の規定の適用については、同条中「第 7 条第 13 号に規定する住民票コード（次条において「住民票コード」という。）及び同法第 7 条第 8 号の 2」とあるのは、「第 7 条第 8 号の 2」とする。</u></p> <p>5 <u>改正条例附則第 5 項に規定する場合における住民基本台帳法施行条例施行規則第 2 条の規定の適用については、同条中「都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの」とあるのは、「都道府県知事保存本人確認情報」とする。</u></p>